

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（<u>法第四条第二項各号に掲げる有価証券の売出しを除く。</u>）</p> <p>、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）</p> <p>、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>十二〇三十六 (略)</p> <p>(組織再編成交付手続に類似する場合)</p> <p>第一条の二 法第二条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（<u>法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。</u>）</p> <p>、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）</p> <p>、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>十二〇三十六 (略)</p> <p>(新設)</p>

一 株券 当該株券の発行者が会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条の規定に基づいて当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの 当該有価証券の発行者が当該発行者の属する外国の法令に基づいて当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合

（有価証券信託受益証券）

第一条の三 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の有価証券（有価証券の発行者が同一で、定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。）であること。

イ・ロ (略)

三〇五 (略)

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 (略)

2 (略)

（有価証券信託受益証券）

第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の有価証券（有価証券の発行者が同一で、定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすものを除く。）であること。

イ・ロ (略)

三〇五 (略)

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 (略)

2 (略)

3

法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一・二 (略)

三 募集(令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二において同じ。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

三の二 売出し(令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券(令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。第四条第四項、第九条の二及び第十一条の二において同じ。)の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

四〇八 (略)

(適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者たる外国会社  
の代理人)

3

法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一・二 (略)

三 募集(令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

(新設)

四〇八 (略)

(適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者たる外国会社  
の代理人)

第二条の二 その有価証券発行勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。）に該当する有価証券（次条において「適格機関投資家向け証券」という。）を発行する外国会社は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第二条の五 令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）とする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等）

第二条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一・二 （略）

2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に

第二条の二 その有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。）に該当する有価証券（次条において「適格機関投資家向け証券」という。）を発行する外国会社は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国会社を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第二条の五 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）とする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等）

第二条の六 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一・二 （略）

2 令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、次の各号に

掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一・二 (略)

3 (略)

(同一種類の有価証券)

第二条の八 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十條の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面又は同

掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一・二 (略)

3 (略)

(同一種類の有価証券)

第二条の八 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

(有価証券通知書)

第四条 (略)

2 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 内国会社

イ (略)

ロ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等（委員会設置会社において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以下同じ。）若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録（同法第三百七十條の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該

法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む）。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し又は優先出資法第六條第一項に規定する行政庁の認可（以下「行政庁の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二條に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ（略）

二（略）

三（略）

4 法第四百十六條第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者

イ 当該有価証券の発行者又は当該発行者の子会社（会社法第二條第三号に規定する子会社をいう。以下この項及び第十一條の二において同じ。）若しくは主要株主（法第二十九條の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この項及び第十一條の二において同じ。）

ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一條に規定する役員

当することを証する書面又は同法第四百十六條第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証する書面（当該取締役会の議事録を含む）。以下同じ。）の写し若しくは株主総会の議事録（同法第三百十九條第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）の写し又は優先出資法第六條第一項に規定する行政庁の認可（以下「行政庁の認可」という。）を受けたことを証する書面（会社法第三十二條に規定する発起人全員の同意があつた場合には、当該同意があつたことを知るに足る書面）又はこれらに類する書面

ハ（略）

二（略）

三（略）

3（新設）

をいう。以下この項及び第十一条の二において同じ。）又は発起人（外国会社にあつては、発起人に相当する者。以下この項及び第十一条の二において同じ。）

ハ 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人

ニ イからハまでに掲げる者に類するもの

二 当該有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等

三 当該有価証券と同種の既発行証券に係る取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は売付け勧誘等に係る引受人に該当する金融商品取引業者等であり、かつ、次に掲げる者のいずれかに該当するもの

イ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者の子会社又は主要株主

ロ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者が属する企業集団（法第五条第一項第二号に規定する企業集団をいう。第十条の二において同じ。）に属する者

ハ イ及びロに掲げる者に類するもの

5 | (略)

（開示が行われている場合）

第六条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われ

4 | (略)

（開示が行われている場合）

第六条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われ

た売出し又は当該有価証券と同種の有価証券（定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに關する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合（当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二〇四（略）

（少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し）

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるもの以外のものとする。

一〇二（略）

三 募集（令第一条の六に定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集

三の二 売出し（令第一条の八の三に定める要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる

た売出し又は当該有価証券と同種の有価証券（定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに關する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合（当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二〇四（略）

（少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し）

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるもの以外のものとする。

一〇二（略）

三 募集（令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集

（新設）



日以前一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売  
出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当  
該売出し

四・五 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条にお  
いて準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満  
たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四  
項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第四号に掲  
げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出し  
ようとするときに限る。）には、法第五条第四項の規定により、内  
国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三  
様式により有価証券届出書を作成することができる。

2と4 (略)

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の  
各号のいずれかに掲げる基準とする。

一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引  
所に上場されている株券（特定上場有価証券を除く。以下この項  
において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に  
店頭売買有価証券として登録されている株券（特定店頭売買有価  
証券を除く。以下この項において「店頭登録株券」という。）を  
発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

四・五 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条にお  
いて準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満  
たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四  
項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第三号に掲  
げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出し  
ようとするときに限る。）には、法第五条第四項の規定により、内  
国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三  
様式により有価証券届出書を作成することができる。

2と4 (略)

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の  
各号のいずれかに掲げる基準とする。

一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引  
所に上場されている株券（特定上場有価証券を除く。以下この項  
において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に  
店頭売買有価証券として登録されている株券（特定店頭売買有価  
証券を除く。以下この項において「店頭登録株券」という。）を  
発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日という。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ（二）（略）

ホ 当該者が本邦において当該有価証券届出書の提出日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額が百億円以上であること。

イ 上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日という。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日（以下この項において「算定基準日」という。）以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この号において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ（二）（略）

ホ 一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のいずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付（以下この項において「特定格付」という。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はその

へ (略)

二 (略)

三 有価証券届出書を提出しようとする者が、一以上の指定外国金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。）に上場されている株券を発行しており、かつ、当該者の発行済株券について、基準時価総額（当該者が上場株券又は店頭登録株券を発行している場合には、その基準時価総額を含む。）が千億円以上であること。

四 第一号ホの場合に該当すること（前三号に該当する場合を除く。）。

（コマースヤル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）  
第九条の五 コマースヤル・ペーパーの発行者が当該コマースヤル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該者が本邦において当該有価証券届出書の提出日より前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付されたコマースヤル・ペーパーの発行価額又は売出価額の総額が百億円以上である場合にも、法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準を満たすものとする。

募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

へ (略)

二 (略)

（新設）

三 第一号ホの場合に該当すること（前二号に該当する場合を除く。）。

（コマースヤル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例）  
第九条の五 コマースヤル・ペーパーの発行者が当該コマースヤル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとする場合には、当該コマースヤル・ペーパーに複数の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されている場合にも、法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準を満たすものとする。

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十一条の二 法第十三条第一項(法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないもの  
二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が次に掲げる者に該当しない場合における当該有価証券の売出し

イ 当該有価証券の発行者又は当該発行者の子会社若しくは主要株主

ロ 当該有価証券の発行者の役員又は発起人

ハ 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人

ニ イからハまでに掲げる者に類するもの

三 有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等が当該有価証券の売出しに係る引受人(法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。)に該当しない場合における当該有価証券の売出し

四 有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等が当該有価証券と同種の既発行証券に係る取得勧誘又は売付け勧誘等に係る引受人に該当せず、かつ、次に掲げる者に該当しない場合における当該有価証券の売出し

イ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者の子会社又は主要株主

ロ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者が属する企業

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第十一条の二 法第十三条第一項(法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものとする。

集団に属する者

ハ イ及びロに掲げる者に類するもの

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 (略)

二 記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

三・四 (略)

2 (略)

3 法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 発行予定額又は発行残高の上限の増額

二・三 (略)

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債(同条に規定する振替社債及び社債等振替法第一百七十七条において準

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

2 (略)

3 法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 発行予定額の増額

二・三 (略)

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債(同条に規定する振替社債及び社債等振替法第一百七十七条において準

用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十六において「短期外債」という。）とする。

一～四（略）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号ハに規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二 当該有価証券の有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号ハに規定する条件が付されている場合 当該有価証券交付勧誘等に付された条件の内容

三 当該有価証券に定義府令第十一条第一項又は第十三条の四第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合

用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する保険業法（平成七年法律第五号）に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第十四条の十五の二において「短期外債」という。）とする。

一～四（略）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十四条の十六第二項において同じ。）とする。

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

当該制限の内容

四 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第十三条の四第二項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

2 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十四条の十四の二 (略)

2 法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合  
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二 (略)

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号口若しくは第二

二 当該有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

三 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

3 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十四条の十四の二 (略)

2 法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等(同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)を行う場合 当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二 (略)

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号口若しくは第二

号口若しくは定義府令第十二条第一号口又は令第一条の八の二第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十三条の六第一号口に規定する条件が付されている場合には、その内容

四〇六 (略)

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十五 法第二十三条の十三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少人数向け勧誘(法第二十三条の十三第四項に規定する少人数向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券に定義府令第十三条第一項又は第十三条の七第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合  
当該制限の内容

二 前号に掲げる場合のほか当該有価証券が定義府令第十三条第二項若しくは第三項又は第十三条の七第二項若しくは第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するものの内容

2 法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める場合は、

号口若しくは定義府令第十一条の三第一号口又は令第一条の八の二第一号口若しくは第二号口若しくは定義府令第十三条の三第一号口に規定する条件が付されている場合には、その内容

四〇六 (略)

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十五 法第二十三条の十三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少人数向け勧誘(法第二十三条の十三第四項に規定する少人数向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

二 前号に掲げる場合のほか当該有価証券が定義府令第十三条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するものの内容

2 法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める金額は、



当該少数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少数向け勧誘に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

(削る)

(少数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第十四条の十六 令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

一億円とする。

(少数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第十四条の十五の二 令第三条の二の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 法第二十三条の十四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める金額は、一億円(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額)とする。

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社(指定法人を含む。以下同じ。)が既に発行した他の有価証券が外国金融商品取引所(本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所をいう。以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。)

に上場されている場合（当該有価証券の発行会社が当該外国金融商品取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。以下この号において同じ。）の法令又は当該外国金融商品取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限り。）

ロ 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社が既に発行した他の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限り。）

ハ イ又はロに掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期間ごとにイ又はロに定める企業内容等に関する書類に準じた書類を開示している場合

二 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申

込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ 当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

三 次のいずれかの場合に該当すること。  
イ 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3 法第二十三条の十四第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものと

する。

一 法第二十三条の第十四第一項に規定する条件の内容

二 当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

4 第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機

---

に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

---

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面

により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による

承諾を得なければならぬ。

- 一 第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家の数)

第十五条の四 令第三条の六第四項及び第四条の十一第五項第一号に規定する特定投資家の数は、次の各号に掲げる者の数を合計した数とする。

- 一 (略)

二 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された法第二条第三十一項第四号に掲げる者(当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約(法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。次号において同じ。)に關し、法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発行者が知つてゐる者を除く。)の数

三 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された者(当該者が

(有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家の数)

第十五条の四 令第三条の六第四項及び第四条の十一第五項第一号に規定する特定投資家の数は、次の各号に掲げる者の数を合計した数とする。

- 一 (略)

二 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された法第二条第三十一項第四号に掲げる者(当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約(法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。次号において同じ。)に關し、法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発行者が知つてゐる者を除く。)の数

三 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された者(当該者が



一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約に関し、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項）で準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者であることを当該発行者が知っている者に限る。）の数

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条（略）

2・3（略）

4 前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項若しくは第二十四条の七第三項において準用し、又はこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約に関し、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第四項）で準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者であることを当該発行者が知っている者に限る。）の数

（有価証券通知書等の提出先）

第二十条（略）

2・3（略）

4 前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、当該財務局長等に提出しなければならない。

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等(目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等(目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル(専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をい

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等(目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等(目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル(専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をい

う。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 (略)

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

う。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提供者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 (略)

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一～三 (略)

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1)・(2) (略)

ロ (略)

五 (略)

4・5 (略)

6 第一項の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の承諾（第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1)・(2) (略)

ロ (略)

五 (略)

4・5 (略)

6 第一項の規定による承諾を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条の三 法第二十七条の三十の九第二項において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「文書交付者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閱

第二十三条の三 法第二十七条の三十の九第二項（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。）において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「文書交付者」という。）において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閱

覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けられない旨の申出をする場合にあっては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二（略）

3～5（略）

6 第一項の規定による同意を得た文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けられない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

（削る）

覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあっては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

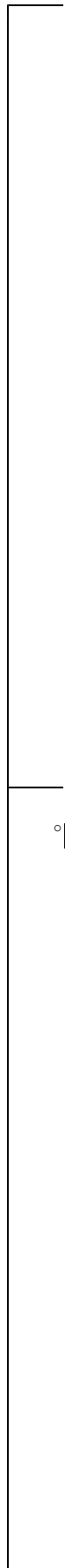
二（略）

3～5（略）

6 第一項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けられない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

第二十三条の四 第二十三条の二の規定（同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。）は、法第二十七条の三十の九第二項（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。）において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第二十三条の二第三項第四号中「当該目録見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする



°

○ 台帳に於ける記帳と異なる記帳

改 正 案	現 行
<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書</p> <p>【提出先】 _____ 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【会社名】（1） _____</p> <p>【英訳名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】（2） _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出） 有価証券の種類】（3） _____</p> <p>【発行予定期間】（4） この発行登録書による発行登録の効力発 生予定日（平成 年 月 日）から 年 を経過する日（平成 年 月 日）まで</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】（5） _____</p> <p>【安定操作に関する事項】（6） _____</p> <p>【縦覧に供する場所】（7） 名称 _____ （所在地） _____</p> <p>第一部～第三部 （略） （記載上の注意） （1）～（4） （略） （5） 発行予定額又は発行残高の上限 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予 定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限 額」の金額を記載すること。</p> <p>（6）～（10） （略）</p>	<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書</p> <p>【提出先】 _____ 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【会社名】（1） _____</p> <p>【英訳名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】（2） _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出） 有価証券の種類】（3） _____</p> <p>【発行予定期間】（4） この発行登録書による発行登録の効力発 生予定日（平成 年 月 日）から 年 を経過する日（平成 年 月 日）まで</p> <p>【発行予定額】（5） _____</p> <p>【安定操作に関する事項】（6） _____</p> <p>【縦覧に供する場所】（7） 名称 _____ （所在地） _____</p> <p>第一部～第三部 （略） （記載上の注意） （1）～（4） （略） （5） 発行予定額 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載す ること。</p> <p>（6）～（10） （略）</p>



改正案	現 行
<p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書</p> <p>【提出先】 _____ 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【会社名】 _____</p> <p>【英訳名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出） 有価証券の種類】（1） _____</p> <p>【発行予定期間】 _____ この発行登録書による発行登録の効力発 生予定日（平成 年 月 日）から 年 を経過する日（平成 年 月 日）まで</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 _____ 名称 _____（所在地）</p> <p>第一部・第二部 （略） （記載上の注意） （略）</p>	<p>第十一号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書</p> <p>【提出先】 _____ 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【会社名】 _____</p> <p>【英訳名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集（売出） 有価証券の種類】（1） _____</p> <p>【発行予定期間】 _____ この発行登録書による発行登録の効力発 生予定日（平成 年 月 日）から 年 を経過する日（平成 年 月 日）まで</p> <p>【発行予定枠】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 _____ 名称 _____（所在地）</p> <p>第一部・第二部 （略） （記載上の注意） （略）</p>

改 正 案	現 行
第十一号の二の様式  <b>【表紙】</b> <b>【発行登録番号】</b> _____ <b>【提出書類】</b> 発行登録書 <b>【提出先】</b> _____ 財務（支）局長 <b>【提出日】</b> 平成 年 月 日 <b>【会社名】</b> _____ <b>【英訳名】</b> _____ <b>【代表者の役職氏名】</b> _____ <b>【本店の所在の場所】</b> _____ <b>【電話番号】</b> _____ <b>【事務連絡者氏名】</b> _____ <b>【最寄りの連絡場所】</b> _____ <b>【電話番号】</b> _____ <b>【事務連絡者氏名】</b> _____ <b>【発行登録の対象とした募集（売出）</b> <b>有価証券の種類】（1）</b> _____ <b>【発行予定期間】</b> この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）まで  <b>【発行予定額又は発行残高の上限】（2）</b> _____ <b>【縦覧に供する場所】</b> 名称 _____ （所在地） _____  第一部・第二部 （略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十一号様式に準じて記載すること。 (1) （略） (2) <u>発行予定額又は発行残高の上限</u> 発行登録による募集又は売出しを予定している短期社債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 (3) （略）	第十一号の二の様式  <b>【表紙】</b> <b>【発行登録番号】</b> _____ <b>【提出書類】</b> 発行登録書 <b>【提出先】</b> _____ 財務（支）局長 <b>【提出日】</b> 平成 年 月 日 <b>【会社名】</b> _____ <b>【英訳名】</b> _____ <b>【代表者の役職氏名】</b> _____ <b>【本店の所在の場所】</b> _____ <b>【電話番号】</b> _____ <b>【事務連絡者氏名】</b> _____ <b>【最寄りの連絡場所】</b> _____ <b>【電話番号】</b> _____ <b>【事務連絡者氏名】</b> _____ <b>【発行登録の対象とした募集（売出）</b> <b>有価証券の種類】（1）</b> _____ <b>【発行予定期間】</b> この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）まで  <b>【発行限度額】（2）</b> _____ <b>【縦覧に供する場所】</b> 名称 _____ （所在地） _____  第一部・第二部 （略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十一号様式に準じて記載すること。 (1) （略） (2) <u>発行限度額</u> 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期社債の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。 (3) （略）



改 正 案

現 行

第十二号様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 \_\_\_\_\_ 財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集（売出）  
 有価証券の種類】（1） \_\_\_\_\_  
 【今回の募集（売出）金額】（2） \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】（3）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	

【これまでの募集（売出）実績】（4）

（発行予定額を記載した場合）

番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_ 円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出） 金額（円）	償還年月日	償還金額 （円）	減額による訂正 年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】

第十二号様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 \_\_\_\_\_ 財務（支）局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【英訳名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集（売出）  
 有価証券の種類】（1） \_\_\_\_\_  
 【今回の募集（売出）金額】（2） \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】（3）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額（円）	

【これまでの募集（売出）実績】（4）

番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（5）（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_ 円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】 (5) 名称 (所在地)	【縦覧に供する場所】 (6) 名称 (所在地)
<p>第一部 (略)</p> <p>第二部【公開買付けに関する情報】(6)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第三部【参照情報】(7)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第四部【保証会社等の情報】(8)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額の中の未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>(削る)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>第一部 (略)</p> <p>第二部【公開買付けに関する情報】(7)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第三部【参照情報】(8)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第四部【保証会社等の情報】(9)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額の中の未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(5) 残額</p> <p>「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>(6)～(9) (略)</p>

改正案

現 行

第十三号様式

第十三号様式

【表紙】

【発行登録通知書番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】 発行登録通知書

【提出先】 財務局長

【提出日】 平成 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）

有価証券の種類】（1） \_\_\_\_\_

【今回の募集（売出）金額】（2） \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】（3）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限（円）	

【これまでの募集（売出）実績】（4）

（発行予定額を記載した場合）

番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_ 円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） \_\_\_\_\_ 円

1～4 （略）

【表紙】

【発行登録通知書番号】 \_\_\_\_\_

【提出書類】 発行登録通知書

【提出先】 財務局長

【提出日】 平成 年 月 日

【会社名】 \_\_\_\_\_

【英訳名】 \_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【最寄りの連絡場所】 \_\_\_\_\_

【電話番号】 \_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）

有価証券の種類】（1） \_\_\_\_\_

【今回の募集（売出）金額】（2） \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】（3）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額（円）	

【これまでの募集（売出）実績】（4）

番 号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（5）（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_ 円

1～4 （略）

(記載上の注意)  
次に掲げるものを除き、第一号様式に準じて記載すること。

(1) ・ (2) (略)

(3) 発行登録書の内容  
a ・ b (略)  
c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

(4) これまでの募集(売出)実績  
a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。  
(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。  
(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額の中の未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。  
(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額)を差し引いた金額を記載すること。  
b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。  
(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。  
(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。  
(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。

(削る)

(記載上の注意)  
次に掲げるものを除き、第一号様式に準じて記載すること。

(1) ・ (2) (略)

(3) 発行登録書の内容  
a ・ b (略)  
c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。

(4) これまでの募集(売出)実績  
a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。  
b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額の中の未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(5) 残額  
「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。





改正案

現行

第十四号の様式

第十四号の様式

【表紙】  
 【提出書類】 訂正発行登録書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	
残額又は残高	

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。

【提出理由】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

(記載上の注意)  
 (略)

【表紙】  
 【提出書類】 訂正発行登録書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 \_\_\_\_\_

【発行登録書の内容】

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額	
残額	

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。

【提出理由】 \_\_\_\_\_  
 【縦覧に供する場所】 名称 \_\_\_\_\_  
 (所在地) \_\_\_\_\_

(記載上の注意)  
 (略)

改 正 案	現 行
第十四号の四様式  <b>【表紙】</b> <b>【発行登録番号】</b> _____ <b>【提出書類】</b> 発行登録書 <b>【提出先】</b> 関東財務局長 <b>【提出日】</b> 平成 年 月 日 <b>【会社名】</b> _____ <b>【代表者の役職氏名】</b> _____ <b>【本店の所在の場所】</b> _____ <b>【代理人の氏名又は名称】</b> _____ <b>【代理人の住所又は所在地】</b> _____ <b>【電話番号】</b> _____ <b>【事務連絡者氏名】</b> _____ <b>【連絡場所】</b> _____ <b>【電話番号】</b> _____ <b>【発行登録の対象とした募集（売出）</b> <b>有価証券の種類】（1）</b> _____ <b>【発行予定期間】</b> この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）まで  <b>【発行予定額又は発行残高の上限】（2）</b> _____ <b>【縦覧に供する場所】</b> 名称 _____ （所在地） _____  第一部・第二部 （略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十四号様式に準じて記載すること。 (1) （略） (2) <u>発行予定額又は発行残高の上限</u> 本発行登録に基づき募集又は売出しすることができる短期外債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 (3) （略）	第十四号の四様式  <b>【表紙】</b> <b>【発行登録番号】</b> _____ <b>【提出書類】</b> 発行登録書 <b>【提出先】</b> 関東財務局長 <b>【提出日】</b> 平成 年 月 日 <b>【会社名】</b> _____ <b>【代表者の役職氏名】</b> _____ <b>【本店の所在の場所】</b> _____ <b>【代理人の氏名又は名称】</b> _____ <b>【代理人の住所又は所在地】</b> _____ <b>【電話番号】</b> _____ <b>【事務連絡者氏名】</b> _____ <b>【連絡場所】</b> _____ <b>【電話番号】</b> _____ <b>【発行登録の対象とした募集（売出）</b> <b>有価証券の種類】（1）</b> _____ <b>【発行予定期間】</b> この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成 年 月 日）から 年を経過する日（平成 年 月 日）まで  <b>【発行限度額】（2）</b> _____ <b>【縦覧に供する場所】</b> 名称 _____ （所在地） _____  第一部・第二部 （略） （記載上の注意） 次に掲げるものを除き、第十四号様式に準じて記載すること。 (1) （略） (2) <u>発行限度額</u> 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の上限額を記載すること。 (3) （略）

改 正 案

現 行

第十五号様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録書追補書類  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）  
 有価証券の種類】（1） \_\_\_\_\_  
 【今回の募集（売出）金額】（2） \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】（3）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】（4）

（発行予定額を記載した場合）

番 号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出） 金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正 年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

第十五号様式

【表紙】  
 【発行登録追補書類番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録書追補書類  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の氏名又は名称】 \_\_\_\_\_  
 【代理人の住所又は所在地】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_

【発行登録の対象とした募集（売出）  
 有価証券の種類】（1） \_\_\_\_\_  
 【今回の募集（売出）金額】（2） \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】（3）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額	

【これまでの募集（売出）実績】（4）

番 号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（5）（発行予定額－実績合計額－減額総額） \_\_\_\_\_

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】 (5) 名称 (所在地)	【縦覧に供する場所】 (6) 名称 (所在地)
<p>第一部 (略)</p> <p>第二部【公開買付けに関する情報】(6)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第三部【参照情報】(7)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第四部【保証会社等の情報】(8)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額)を差し引いた金額を記載すること。</p> <p>なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。</p> <p>b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。</p> <p>(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。</p> <p>(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p> <p>(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。</p> <p>なお、発行残高の上限を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残高の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行残高を表示する通貨に換算した金額を、当該発行残高の上限から控除するものとする。</p>	<p>第一部 (略)</p> <p>第二部【公開買付けに関する情報】(7)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第三部【参照情報】(8)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第四部【保証会社等の情報】(9)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 発行登録書の内容</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集(売出)実績</p> <p>a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。</p> <p>b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。</p>
(削る)	<p>(5) 残額</p> <p>「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載す</p>

(6) ~ (9) (略)

ること。なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。

(6) ~ (9) (略)

改 正 案

現 行

第十六号様式

第十六号様式

【表紙】  
 【発行登録通知書番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録通知書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（1） \_\_\_\_\_  
 【今回の募集（売出）金額】（2） \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】（3） \_\_\_\_\_

【表紙】  
 【発行登録通知書番号】 \_\_\_\_\_  
 【提出書類】 発行登録通知書  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 平成 年 月 日  
 【会社名】 \_\_\_\_\_  
 【代表者の役職氏名】 \_\_\_\_\_  
 【本店の所在の場所】 \_\_\_\_\_  
 【事務連絡者氏名】 \_\_\_\_\_  
 【連絡場所】 \_\_\_\_\_  
 【電話番号】 \_\_\_\_\_  
 【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】（1） \_\_\_\_\_  
 【今回の募集（売出）金額】（2） \_\_\_\_\_  
 【発行登録書の内容】（3） \_\_\_\_\_

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額	

【これまでの募集（売出）実績】（4）  
 （発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【これまでの募集（売出）実績】（4）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）  
 （発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

1～4 （略）

【残額】（5）（発行予定額－実績合計額－減額総額）

1～4 （略）

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第六号様式に準じて記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 発行登録書の内容

a・b (略)

c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

(4) これまでの募集(売出)実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額)を差し引いた金額を記載すること。

なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。

なお、発行残高の上限を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残高の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行残高を表示する通貨に換算した金額を、当該発行残高の上限から控除するものとする。

(削る)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第六号様式に準じて記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 発行登録書の内容

a・b (略)

c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。

(4) これまでの募集(売出)実績

a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(5) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。